

1701.91 1. キューブ状の砂糖

本品は、少なくとも甘しや糖から得たしょ糖 99.7%及び着色料として加えた少量のカラメル(甘しや糖から得たもの) から成る。

通則 1 及び 6 を適用

1702.90 1. High-test molasses

本品は、甘しやの搾汁を加水分解し、濃縮したもので、主として抗生物質製造の際の微生物の培養基及びエチルアルコールの製造用に供される。

1704.90 1. 朝鮮人参タレット剤

本品は、直方体のキャラメル状(横幅約 22mm、厚さ約 7mm)のもので、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス(1個当たり約 50mg)、しょ糖(全量の 47%)、植物油、ゼラチン、乳化剤(アラビアゴム)、クエン酸、アスコルビン酸、オレンジの精油及び着色料を含む。

2106.90/7 及び 2205.10/2 参照

商品名: "Ginsana G 115 Ginseng" tablets

1704.90 2. 砂糖菓子

本品は、2つの小さな砂糖菓子の包みと再利用できるプラスチックのディスペンサーをポリエチレン製のバックに入れ小売用のセットにしたものである。

登録商品名: PEZ

1704.90 3. のど用の錠剤及び咳止めドロップ

本品は、主として砂糖及び芳香剤（例えば、メントール、1,8-シネオール、ペパーミント油）から成る物品である（他の薬効成分はない。）。

検討された物品（登録商品名）

HUDSON：咳止めドロップ

しょ糖	64.42 %
ぶどう糖	34.88 %
メントール	0.27 %
1,8-シネオール	0.16 %
くえん酸	0.145%
酒石酸	0.175%

HACKS

しょ糖	64.45 %
ぶどう糖	34.9 %
メントール	0.18 %
1,8-シネオール	0.15 %
アニス	0.11 %
トルーバルサム	0.22 %
フキタンポポ	0.009%
ニガハッカ	0.03 %
ベンゾイン	0.07 %

VICKS：咳止め用の錠剤

しょ糖及びぶどう糖	99.504%
メントール	0.255%
1,8-シネオール	0.071%
樟脳	0.007%
ベンジルアルコール	0.162%
トルーバルサム	0.001%

V I C K S : 咳止め用ドロップ

しょ糖及びぶどう糖	99.471 %
メントール	0.217 %
1,8-シネオール	0.0601%
ベンジルアルコール	0.138 %
樟脳	0.0057%
チモール	0.0072%
トルーバルサム	0.008 %
カラメル	0.1 %

V I C K S : Blue Extra Fresh (Strong) Throat Pastilles

砂糖水及びぶどう糖水	不明
メントール	0.2%
ペパーミント油	0.2%

H A L L S : Mentholypus Tablets

砂糖	66.4 %
ぶどう糖水	32.84 %
メントール	0.27 %
ユーカリ油	0.22 %
くえん酸	0.135%
酒石酸	0.135%

1704.90 4. 砂糖菓子 (キャラメル)

本品は、砂糖、ぶどう糖、バター、植物油、ミルクパウダー、塩、大豆レシチン、麦芽エキス及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Orfina”

1704.90 5. 砂糖菓子 (キャンディー)

本品は、砂糖、ぶどう糖、くえん酸、ペクチン、りんご果肉、濃縮ココア香料及びその他の香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Vienna”

1704.90 6. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖、乳酸、メントール及びペパーミント油から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Hartmint”

1704.90 7. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Cristal Fruit”

1704.90 8. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖、乳酸及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Anise”

1704.90 9. 砂糖菓子（ハルヴァ）

本品は、挽いたごま（52%）と天然はちみつ（48%）を混合して得たペースト状の砂糖菓子（ハルヴァ）で、小売用にしたものである。

通則1及び6を適用

1704.90 10. せき及びのど用の錠剤

本品は、砂糖 43.5%、甘草エキス 13.5%及びその他の食用材料（例えば、でん粉及びセルロース 17.6%、ミネラル（炭酸カルシウム及びタルク等 10.4%）、香料（メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、クレオソート、とうがらし等））から成る。本品は、小売用の包装にしたものである。

通則1及び6を適用

1704.90 11. せき止め用の錠剤

本品は、主として、砂糖（1錠あたり約 1.9 グラム）、甘草（リコリス）エキス（1錠あたり 35 ミリグラム）、他の食用品（例えば、でん粉及びゼラチン）及び香味料（例えば、メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、パインプリミオ油及びとうがらし）から成る。

本品は、小売用の包装にしたものである。

通則 1 及び 6 を適用